

令和2年4月23日

小学校保護者各位

那覇市教育委員会
教育長 田端一正
〔公印省略〕

県の緊急事態宣言を受けての臨時休業期間における小学校児童の学校受け入れについて

平素より、本市における感染症対策に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

沖縄県より緊急事態宣言が発令され、特別措置法に基づき休業要請する主な施設の中に学校も含まれております。しかしながら、本市としましては、医療従事者家庭や社会生活の維持に必要なサービスで仕事が休めない家庭、ひとり親家庭などにおける児童の居場所確保のため、各小学校においては、引き続き、下記の児童に関しましては、学校での受け入れをいたします。

「子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちが日常的に長時間集まることによる感染のリスクに予め備える」という臨時休業の目的を御理解いただき、可能な限りご家庭での対応をお願いいたします。

記

- 1 受け入れ日時 令和2年4月23日（木）～ 令和2年5月1日（金）
午前8時15分～午後3時まで
※昼食は、各自で弁当等を準備してください。

2 対象児童

・次の条件をすべて満たす児童

- (1) 体調に異常がない児童（「検温及び健康観察シート」提出）
- (2) 医療従事者家庭や社会生活の維持に必要なサービスで仕事が休めない家庭、ひとり親家庭などにおける児童
- (3) 保護者や親戚等で世話ができない児童

*上記の条件を満たしていないが、やむを得ず学校受け入れをお願いしたい児童については、本人や家族の健康状態を確認し、学校と相談をしてください。

3 家庭での対応

- (1) 市教育委員会及び学校のホームページから最新の情報を閲覧ください。また、学校のメーリングサービス等からの情報もご確認ください。
- (2) 登校日の朝に、お子さんの健康状態を体温測定等でご確認ください。
- (3) 本人や家族に風邪症状（発熱、鼻水、咳、倦怠感等）で気になることがありましたら、登校は控えてください。
- (4) 手洗い、咳エチケット、マスクの着用等について、御協力をお願いします。
- (5) 登校は、8時15分以降にお願いします。低学年については、できるだけ保護者同伴でお願いします。可能な限り児童のお迎えにもご協力ください。登校後、検温及び健康観察シートの確認を行います。発熱がある場合は、保護者に引き取っていただきます。
- (6) 児童が欠席する場合は、学校へ必ず連絡をお願いします。
- (7) 申請書は、登校した際に保護者が学校へ提出してください。